資料１－２

滋賀県文化振興基本方針（第４次） 概要版

第１章 基本方針の考え方

１ 策定の趣旨
文化芸術の力により心豊かで活力ある滋賀を実現することを目的として、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する。

２ 基本方針の位置づけ
・文化芸術基本法第７条の２に基づく、地方文化芸術推進基本計画
・滋賀県文化振興条例第４条に基づく、文化の振興に関する基本的な方針

３ 基本方針の期間
令和８年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの５年間

４ 文化芸術の範囲
「芸術（文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊（日本舞踊、バレエ、ダンス等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含める。その他、新たに創造される多様な文化芸術も対象とする。

第２章 滋賀の文化に関する現状と課題

１ 滋賀県の文化施策の主な変遷
２ 社会情勢の変化等

（１）主な社会情勢の変化

○ 人口減少と高齢化の進展
・本県の総人口は約139.7万人（令和７年10月１日現在）。人口減少や高齢化により、地域文化の継承など文化芸術の担い手不足や地域コミュニティの衰退をもたらす。また、文化芸術公演等の鑑賞者の減少など、文化芸術の持続化が課題。

○ 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の拡大
・公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活用した文化芸術活動が展開。
・無料の動画配信サービス、定額で音楽等が楽しめる動画配信サービスの出現から、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになった。

○ ウェルビーイング（Well-being）、文化芸術による社会的処方への注目の高まり
・「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること（ウェルビーイング）」の実現に向けた取組への注目が高まっている。
・ウェルビーイングの高まりを契機とし、感動や心の安らぎなど、文化芸術が持つ本質的な価値を再認識。
・社会的に孤立しがちな人などに対し、地域とのつながりや社会参加を促すことで、健康の維持・向上などを高める「社会的処方」の取組が始められており、文化芸術による社会的処方も注目されている。

○ 文化芸術活動に取り組む環境の変化
・「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っている」とする県民の割合は、37.9%（令和７年度県政世論調査結果）であり、40%前後で推移。
・少子化の進展により、学校や地域によっては、これまでの部活動の維持が困難。

（２）主な国の動向
○「文化財保護法」の改正
○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正
○「博物館法」の改正
○ 文化庁の京都移転
○「文化芸術推進基本計画（第２期）」の策定

（３）主な県の動向
○ 県立美術館の再開館
○「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第２次）」の策定
○「美の魅力発信プラン」の中間見直しと「美術館魅力向上ビジョン」策定
○ 県立安土城考古博物館のリニューアル
○ 新しい琵琶湖文化館の開館に向けた取組
○ 文化やスポーツの祭典の開催とレガシーの創出

３ 基本方針（第３次）の取組状況および課題

場をつくる
字幕表示　ヒアリングループ席

◆重点施策①
誰もが文化芸術に親しめる場の提供
◆重点施策②
多様な主体がつながる文化芸術活動の促進
＜具体的な取組＞
- 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの実施により、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積。情報保障を事前に明示するため、アクセシビリティ・アイコンを製作。
- ホールの子事業により、子どもが舞台芸術に触れる機会を提供。

人を育む
◆重点施策③
文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保
◆重点施策④
文化芸術の創り手や継承者の育成・支援
＜具体的な取組＞
- 文化芸術活動者向けの相談窓口設置、研修会・交流会等の実施。
- 滋賀県文化賞等の実施。

地域や社会に活かす
◆重点施策⑤
地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用
◆重点施策⑥
文化芸術と他分野との有機的な連携の促進
＜具体的な取組＞
- 彦根城の世界遺産登録に向けた取組の実施。
- 「幻の安土城」復元プロジェクトの実施。
- 子ども向け文化芸術体験プログラムや障害者を対象とした公募作品展の実施。

〈課題〉
・性別、年齢、障害の有無、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に、文化芸術に触れる場が必要。
・さらに、子ども・若者が文化芸術に触れる場づくりが必要。
・デジタル技術を活用した文化芸術活動の充実が必要。
・文化芸術活動者の持続的な活動を支援する仕組みや、日常的に文化芸術に親しむ応援者（ファン）の創出や拡大が必要。
・他分野と連携した取組が必要。　など

第３章　基本目標と施策の柱（施策の方向性）

基本目標	文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る
施策の柱（施策の方向性）	場を広げる（インクルーシブな文化芸術の推進）
	人を育み、支え、つなげる（文化芸術を未来につなぐ）
	滋賀の魅力を高める（文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造）

第４章　施策の展開

１　場を広げる（インクルーシブな文化芸術の推進）

（１）誰もが文化芸術に親しめる場の提供・活性化

デジタル技術の活用を踏まえ、誰もが文化芸術に親しめる機会を創出するとともに、自立的・持続的な文化芸術活動に向けた、文化芸術を通した多様な主体のつながりを促進する。

（２）子ども・若者の文化芸術活動の充実

子ども・若者における文化芸術鑑賞・体験機会の充実を図る。

（３）障害者や外国人等の文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動を推進するほか、外国人等の多様な文化的背景や価値観を尊重した文化交流等を進める。

（４）中学校部活動の地域展開を見据えた環境づくり

部活動の地域展開を見据え、年齢問わず、幅広く活動できるよう、地域の人材の育成による文化芸術活動の推進を図る。

（５）県立文化施設の保全・整備等

計画的な対策により長寿命化を図るとともに、安全性・利便性の向上や多様化する利用者ニーズに応えるために必要な整備を行う。

２　人を育み、支え、つなげる（文化芸術を未来につなぐ）

（１）文化芸術の担い手や継承者の育成・発掘

アーティスト、芸術家、文化芸術活動を支える関係者を含めた文化芸術の担い手や継承者を育成するとともに、将来的に国内外で活動し、評価されるような文化芸術の担い手を発掘し、また、さまざまな新しい表現の試みを推進する。

（２）応援者（ファン）・支援者（ボランティア、資金援助者）の創出・拡大

日常的に文化芸術に親しむ応援者（ファン）を創出・拡大するとともに、さらに、文化芸術に対する寄附意識を醸成するための取組を行うことで、支援者の創出・拡大に努める。

３　滋賀の魅力を高める（文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造）

（１）地域で育まれてきた文化的資産の積極的な保存・継承と活用

地域で育まれてきた文化的資産が持つ魅力を再認識し、魅力を国内外に発信するとともに、現存する文化芸術活動をアーカイブ化するなど、保存・継承と活用に向けて積極的に取り組む。

（２）アール・ブリュットや福祉の現場から生まれた造形の魅力の発信

国内外の美術館と連携して展覧会を開催するなど、滋賀の特徴的な文化的資産を国内外に発信する。

（３）さまざまな分野との連携による地域の魅力づくり

観光や福祉、まちづくりなど、さまざまな分野と連携できるよう環境づくりを行うことで、文化観光の取組、文化芸術による社会的処方の取組などを進め、共生社会の実現や地域の活性化を図り、地域の魅力づくりに活かす。

＜施策横断プロジェクト＞　官民連携による文化芸術活動を支援する仕組みづくり

文化芸術と連携するプログラムをコーディネートする人材の育成や、文化芸術と活動を支援する資源・企業等とのマッチング、公募型助成事業における伴走型支援を通じ、官民連携による文化芸術活動を支援する体制の構築を目指す。

評価指標

①文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合	（Ｒ７年度：37.9%	→ 50.0%）
②しがこども体験学校登録団体数	（Ｒ６年度：190団体	→ 220団体）
③障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業と連携したことがある市町数	（Ｒ７年度：８市町	→ 13市町）
④文化芸術活動数（県の後援事業数）	（Ｒ６年度：245件	→ 300件）
⑤滋賀県芸術文化祭の公募展における18歳未満の出品者数	（Ｒ７年度：75人	→ 93人）
⑥文化ボランティア数（美術館ボランティア、びわ湖ホール劇場サポーター等）	（Ｒ６年度：577人	→ 690人）
⑦地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合	（Ｒ７年度：82.4%	→ 85.0%）
⑧地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	（Ｒ７年度：76.3%	→ 90.0%）

第５章　基本方針の推進

１　推進体制

地域、文化施設・社会教育施設・学校、文化団体、企業等が連携し、取組を進めるため、ネットワークや体制の構築を図る。

２　滋賀県文化審議会における進捗管理

目標の達成状況や施策の効果の定期的な検証を行う。

３　財源の確保

滋賀応援寄附の活用やスポンサーの獲得などを行う。

3　基本方針（第３次）の取組状況、成果および課題

滋賀県文化振興基本方針（第３次）では、令和３年度（2021年度）から令和７年度（2025年度）の５年間を取組期間とし、３つの基本的な方向（柱）を定めて取組を進めてきました。

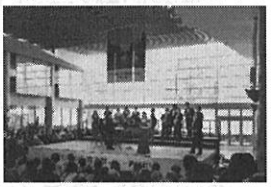
令和７年度（2025年度）までの５年間における、施策の柱ごとの主な取組状況、成果と課題は以下のとおりです。

施策の柱1「場をつくる」
◆重点施策①　誰もが文化芸術に親しめる場の提供
◆重点施策②　多様な主体がつながる文化芸術活動の促進

(1)主な取組状況

○　県立美術館において、優れた美術作品の鑑賞機会を提供するため、多種多様な展覧会を積極的に開催しました。また、びわこ文化公園をフィールドに子ども向けのイベント・ワークショップを開催し、文化芸術を通じた交流や発信の機会を創出しました。【重点施策①】

○　県立美術館が有する作品の情報（デジタルアーカイブ）を公開するとともに、ホームページ上にオンライン美術館を開設し、自宅でワークショップを楽しめる動画や展覧会の紹介動画などのコンテンツを配信しました。【重点施策①】


びわ湖の春音楽祭の様子

○　一流の音楽を低価格で楽しめる「びわ湖の春 音楽祭」を開催し、多くの方々に気軽に文化芸術に親しんでいただきました。【重点施策①】

○　県立琵琶湖博物館において、滋賀の生きもの電子図鑑の整備に着手するとともに、土器や動物骨格の３Ｄモデルを構築し、ウェブサイトで公開するなどデジタルミュージアムの整備を進めました。【重点施策①】

○　県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定できるよう、支援・連携しました。【重点施策①】

○　企業からの寄附による県立美術館常設展示の無料観覧を実施しました。【重点施策①】

○　県立文化施設において、家族ふれあいサンデー、体験学習の日等における親子や家族連れ等の観覧料の優遇および障害者に対する観覧料の減免を行いました。【重点施策①】

○　医療・福祉施設における「ホスピタルコンサート」や、芸術家が小中学校を訪問する「学校巡回公演」、「ふれあい音楽教室」を実施し、劇場を訪れにくい方々が舞台芸術を鑑賞する機会を確保しました。【重点施策①】


ホスピタルコンサートの様子


学校巡回公演の様子

○　滋賀県障害者文化芸術活動推進計画に基づき、「文化芸術×共生社会」プロジェクトを実施し、手話通訳、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積させるとともに、情報保障の内容を事前に明示するアクセシビリティ・アイコンを作成しました。【重点施策①】

○　県内の小学生等が参加する「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」の

実施により、舞台芸術を鑑賞する機会を創出し、多くの子どもたちに芸術に触れる感動や楽しさを伝えました。【重点施策①】

○　子どもを対象とした文化芸術体験プログラム、若手芸術家や文化ボランティアの育成、教員研修等を実施する「滋賀次世代文化芸術センター」の取組を支援しました。【重点施策①】

○　県内の美術館等と「滋賀キッズミュージアムネットワーク協定[4]」を締結し、美術館等が少ない北部地域において、子どもを対象とした文化芸術に関する体験プログラムを開催しました。【重点施策①】

○　アートコーディネーター[5]を中心に、文化芸術活動者向けの相談窓口を設置したほか、研修会や交流会を開催することで、県内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援しました。【重点施策②】



「アートの窓口しが」のロゴマーク


研修会の様子

○　県内の文化施設等と連携し、障害の有無や国籍の違いに関係なく、誰もが参加し楽しめる文化芸術プログラムを実施するとともに、情報保障の取組を公開することで、県内文化施設のノウハウの取得を図りました。【重点施策②】

○　県内の文化団体や市町等と協働し、滋賀県芸術文化祭を開催し、県民の意欲的な創作活動の発表の場および文化芸術に親しむ機会を広く提供しました。【重点施策②】

○　「滋賀県次世代育成ユースシアター事業」を実施し、青少年がミュージカルの自主公演を通じて創造力等を育む機会を提供しました。【重点施策②】


「滋賀県次世代育成ユースシアター事業」の様子

○　文化、経済、行政など多様な主体の協働により、県内の文化活動を活性化し、県の文化と経済の発展に寄与することを目的とする「文化・経済フォーラム滋賀」の取組を支援しました。【重点施策②】



「文化で滋賀を元気に！プロジェクト」のシンボルマーク

4　滋賀キッズミュージアムネットワーク協定
　子ども向け文化芸術活動の実践を行う美術館等が連携し、子どもたちが文化芸術活動を通じて豊かな感性や創造力を育む取組をより一層広げていくことを目的に協定を締結。

5　アートコーディネーター
文化芸術活動をより良いものにするため、活動に関わる様々な組織や人をつなぎ、まとめる役割を果たす人。

(2)評価指標

評価項目	令和元年度（2019年度）（策定時）	令和3年度（2021年度）（実績）	令和4年度（2022年度）（実績）	令和5年度（2023年度）（実績）	令和6年度（2024年度）（実績）	令和7年度（2025年度）（実績）	令和7年度（2025年度）（目標）
1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合※1	（73.7%）	84.4%	93.4%	93.4%	94.8%	92.0%	85.0%
文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合	38.4%	41.1%	34.2%	36.0%	41.9%	37.9%	50.0%
学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数	22,699人	16,623人	21,154人	21,470人	22,749人		26,000人
民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数	369件	298件	364件	385件	388件		420件

※1　「鑑賞」とは、主体的な意思で文化芸術を鑑賞するものとし、文化施設等での「直接鑑賞」やインターネット等での「電子機器による鑑賞」とします。なお、策定時の実績（73.7%）は「直接鑑賞」のみの値のため、参考値（括弧書き）としています。

(3)成果と課題

成果

○　県立文化施設における観覧料の優遇やアウトリーチ[6]事業の実施、デジタル技術の活用により、文化芸術への関心が低い人や文化施設への来場が難しい人などに文化芸術鑑賞の機会を提供することができました。【重点施策①】

○　子ども・若者が多様な文化芸術に触れることのできる機会を提供することで、豊かな感性や想像力を育むことができました。【重点施策①】

○　文化芸術活動者に対して、発表の機会を提供するとともに、活動者同士の交流の場を提供することで、文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を促進しました。【重点施策②】

○　文化施設、文化団体、民間団体等と連携した文化芸術活動の推進により、障害の有無や国籍の違いに関係なく、様々な方が一緒に文化芸術を楽しむことができ、多様な主体がつながる場を充実させることができました。【重点施策②】

6　アウトリーチ
手を伸ばすという意味のことばであり、文化芸術に触れる機会の少ない方に対して、文化ホールや美術館等が地域、学校、病院等へ出向き、コンサートなどの普及活動を行うこと。

課題

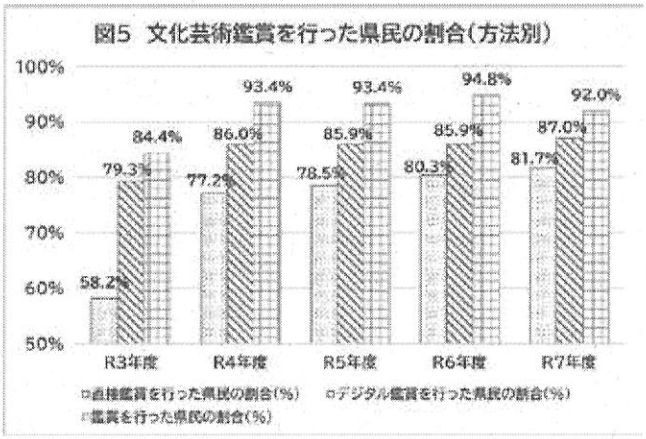
○　インクルーシブ[7]な社会の実現に向けて、性別、年齢、障害の有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが気軽に自分らしく文化芸術に触れられる場が引き続き求められています。【重点施策①】

○　文化芸術の鑑賞や体験は、豊かな「創造力・想像力」の育成に大きな効果があることから、子ども・若者が文化芸術に触れられる機会を確保する必要があります。【重点施策①】

○　デジタル鑑賞を行う方が増加傾向にあることから、オンラインやＡＲ[8]、デジタルアーカイブなどデジタル技術を活用した文化芸術活動を充実させる必要があります。【重点施策①】

○　自立的・持続的な文化芸術活動に向けて、文化芸術を通じた多様な主体間のつながりが一過性のものとならないよう、継続的な交流・連携を推進していく必要があります。【重点施策②】

図5　文化芸術鑑賞を行った県民の割合(方法別)



出典：「令和３年度県政モニターアンケート調査」、「令和４年度県政モニターアンケート調査」、「令和５年度県政モニターアンケート調査」、「令和６年度県政モニターアンケート調査」、「令和７年度県政モニターアンケート調査」

【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

・不登校の子どもや生きづらさを抱える子どもたちへのアウトリーチも必要。

・県内一円で、どこにいても、どんな環境の子どもにも、機会を提供できる仕組みが重要。

・ギャラリーなどの発表の場が少ない。

・町のいたるところに文化芸術が存在するのが理想。

7　インクルーシブ（inclusive）
すべてを含んだ、包括したという意味のことばであり、エクスクルーシブ（exclusive）「他人を入れない、排他的な」の対義語。関連する表現として、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）やインクルーシブ教育がある。
【参考】ソーシャルインクルージョン
「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。平成12年（2000年）12月厚生省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討報告書」において、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることが提言された。
【参考】インクルーシブ教育（システム）
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。【参照：滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）】

8　ＡＲ（Augmented Reality）
拡張現実（感）と訳される。現実の風景にコンピューターで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張する技術。見ているものに情報（文字や映像）を付加できるため、過去の景色との比較や字幕ガイドなど、幅広い活用先が見込まれる。

施策の柱2「人を育む」
◆重点施策③　文化芸術をつなぎ支える人材の育成･確保
◆重点施策④　文化芸術の創り手や継承者の育成･支援

(1)主な取組状況

○　アートコーディネーターを中心に、文化芸術活動者向けの相談窓口を設置したほか、研修会や交流会を開催することで、県内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援しました。【重点施策③】《再掲》

○　文化活動の企画・運営をマネジメントする「アートマネジメント研修」を実施し、文化芸術と地域社会を結びつけることができる人材の育成を図りました。【重点施策③】

○　子どもを対象とした文化芸術体験プログラムの講師（美ココロ・パートナー）を務める若手芸術家の育成を支援しました。【重点施策③】


美ココロ･パートナー育成の様子

○　交流会やレクリエーション活動を通じて、びわ湖ホールや県立美術館、琵琶湖博物館等の文化施設を支える人材の育成・確保に努めました。【重点施策③】

○　びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による中堅若手実演家の養成、陶芸の森でのアーティスト・イン・レジデンス[9]の実施により、芸術家の育成や技術の養成を行いました。【重点施策④】


邦楽専門実演家養成事業の様子

○　滋賀県文化賞等の表彰により、県民の文化の向上発展に対して顕著な功績のある方や将来が期待される方の功績をたたえました。【重点施策④】

○　「文化財の子はぐくみ事業」や県内高等学校での出前講座の実施により、子どもたちが文化財やその保存継承技術を持つ職人の技に触れる機会を創出し、文化財への意識醸成と文化財を支える裾野の拡大につなげました。【重点施策④】


文化財の子はぐくみ事業の様子

○　文化財の保存や次世代への継承に取り組む地域の人や職人の活動等を紹介する動画を発信し、県民等の理解促進を図りました。【重点施策④】

○　地場産業および地場産品の振興や伝統的な技術・技能の継承のために、地場産業組合等が行う新商品開発、販路開拓および後継者育成に係る取組や、学校が地場産業や伝統的工芸品製造者と連携して行う体験学習等を支援しました。【重点施策④】

9　アーティスト・イン・レジデンス
芸術家に創作の場や住居等を一定の期間提供し、その土地に滞在しながら創作活動を行ってもらう事業のこと。滞在する芸術家同士や地域住民等との交流を通して、創作活動の活性化を図る。

(2)評価指標

評価項目	令和元年度（2019年度）（策定時）	令和3年度（2021年度）（実績）	令和4年度（2022年度）（実績）	令和5年度（2023年度）（実績）	令和6年度（2024年度）（実績）	令和7年度（2025年度）（実績）	令和7年度（2025年度）（目標）
1年間に文化芸術の創作活動に携わったことのある県民の割合※2	(63.5%)	26.6%	34.2%	41.4%	45.0%	40.8%	77.0%
研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合	－	90.7%	88.4%	90.1%	77.4%		80.0%
県立文化施設の文化ボランティア数	635人	612人	613人	563人	577人		750人

※2 「創作活動に携わった」には、「自ら創作活動を行った」ことに加えて、「創作活動を支える活動（文化ボランティアなど）を行った」ことも含みます。なお、策定時の実績（63.5%）は、「自ら創作活動を行った」のみの値のため、参考値（括弧書き）としています。

(3)成果と課題

成果

○ 文化芸術活動に係る相談対応や文化芸術体験プログラムの講師の育成といった実践的な取組を通じて、文化芸術を県民や社会へ届ける人材を育成するとともに、県内文化施設を支える人材の確保やネットワークの構築に努めました。【重点施策③】

○ 芸術家に対する表彰や技術の養成、文化財や伝統文化、地場産業の魅力発信等により、文化芸術の創り手や継承者の育成・支援に努めました。【重点施策④】

課題

○ 文化芸術の創作活動に携わった県民の割合が少ないことから、県民が文化芸術をより身近に感じ、より多くの県民が文化芸術に触れられるよう、引き続き文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保に努めるとともに、それらの人材が幅広く活躍できる社会を形成する必要があります。【重点施策③】

○ 文化芸術の持続的な発展のため、文化芸術の創り手や継承者の裾野を広げるとともに、文化芸術活動を支援するしくみと日常的に文化芸術に親しむ応援者（ファン）の創出や拡大に向けた取組が必要です。【重点施策④】

【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

・指導者や活動者の高齢化が進んでいる。
・部活動指導の指導者の不足を解消することが必要。
・文化芸術の視点からプロジェクトを考える人がいることが大事。
・補助金制度や文化芸術に対する寄附を受け入れる仕組みが必要。
・地域の人々や企業がアートに距離を感じていることが多い。
・文化芸術の必要性を理解されていることが大事。

施策の柱３「地域や社会に活かす」

◆重点施策⑤　地域で育まれてきた文化的資産の発掘･保存･活用

◆重点施策⑥　文化芸術と他分野との有機的な連携の促進

(1)主な取組状況

○　文化財の調査、保存、継承を着実に実施するため、史跡地の保全管理や指定文化財の所有者等が実施する維持管理・保存修理事業への助成等を行いました。【重点施策⑤】

○　「滋賀県文化財保存活用大綱」の方針に基づき、文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信を行いました。【重点施策⑤】

○　世界遺産登録を目指す彦根城について、令和６年（2024 年）10 月に事前評価の結果がユネスコから国に通知され、世界遺産の評価基準を満たす可能性はあることを示唆すると評価されました。【重点施策⑤】

○　「幻の安土城」復元プロジェクトでは、安土城跡調査整備事業を継続して実施するとともに、安土城考古博物館の第１期展示リニューアルやデジタルアプリの制作に取り組むことで魅力発信を図りました。【重点施策⑤】

○　令和４年（2022 年）７月に琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業の取組「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されるとともに、令和５年（2023 年）３月にその構成要素である「食文化」として、「近江のなれずし[10]製造技術」が国の登録無形民俗文化財に登録されたことから、認知度向上に向けて取り組みました。【重点施策⑤】



「琵琶湖システム」ロゴマーク

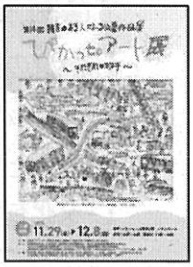
○　2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）において、本県が持つ多様な美の資源の魅力を発信することで、国際交流の促進を図りました。【重点施策⑥】

○　地場産業や伝統的工芸品の体験型魅力発信拠点の整備、県内での映画、ドラマ、テレビ番組などの撮影等の誘致・支援により、文化芸術と観光・産業分野の連携を進めました。【重点施策⑥】


県内での撮影の様子

○　令和３年（2021 年）11 月に県立美術館が文化観光推進法に基づく、地域における文化観光を推進する拠点となる施設として認定され、地域に根差した文化やアートを楽しみながら県内を巡る文化ツーリズムの起点となることを目指して、同館の魅力向上に取り組みました。【重点施策⑥】

○　子どもを対象とした文化芸術体験プログラムや病院等におけるアウトリーチ事業の実施、障害のある人による公募作品展（ぴかっ to アート展）の開催等により、文化芸術と福祉・教育分野の連携を進めました。【重点施策⑥】



ぴかっ to アート展作品集

10　なれずし
琵琶湖などで獲れる淡水魚を使って乳酸発酵させたもの。その代表が「ふなずし」。

(2)評価指標

評価項目	令和元年度（2019年度）（策定時）	令和3年度（2021年度）（実績）	令和4年度（2022年度）（実績）	令和5年度（2023年度）（実績）	令和6年度（2024年度）（実績）	令和7年度（2025年度）（実績）	令和7年度（2025年度）（目標）
県内の指定文化財等の数※3	3,465件	3,522件	3,533件	3,570件	3,590件		3,585件
文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,337人	3,611人	3,774人	3,527件		3,160人
地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合	—	70.7%	81.1%	74.6%	80.3%	82.4%	85.0%
地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	—	60.9%	66.7%	68.4%	74.7%	76.3%	50.0%

※3「指定文化財等」には、指定文化財、選定文化財、選択文化財、登録文化財が含まれます。

(3)成果と課題

成果

○　文化財を未来に継承するための取組を推進するとともに、認定・登録制度を積極的に活用することで、本県の文化的資産に対する認知度向上や理解促進につながりました。【重点施策⑤】

○　観光・産業・福祉・教育等の他分野と文化芸術を連携させた取組を実施することで、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かしました。【重点施策⑥】

課題

○　地域で受け継がれてきた文化財や食文化をはじめとした生活文化等の継承に引き続き取り組むとともに、それらの価値の適切な継承に配慮しつつ、保存と活用による地域活性化の好循環を生み出すことが求められています。【重点施策⑤】

○　文化芸術が持つ多様な価値を活かした地域づくりや経済の活性化をさらに推進するため、引き続き文化芸術を他分野と連携させた取組を実施する必要があります。【重点施策⑥】

【参考】文化芸術に関するヒアリング・アンケート結果

・社交の場としての機能など、文化芸術への支援が経営活動につながることが明確だと、企業も協賛に乗り出しやすい。

・アートがもつ「人を集める力」を活かして、過疎化が進む地域を活性化させたい。

・文化を大切にする心が育まれ、文化でコミュニティが生まれることが共有認識されていることが重要。

第４章　施策の展開

基本目標および３つの施策の柱（施策の方向性）を踏まえ、評価指標、具体的な施策・取組を次のとおりとします。

１　施策の柱（施策の方向性）場を広げる（インクルーシブな文化芸術の推進）

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、また、文化芸術は創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養するものです。国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが自分らしく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られるよう、デジタル技術の活用も踏まえ、インクルーシブな文化芸術の推進を目指します。

【評価指標】

項目	策定時 （令和７年度） （2025年度）	目標値 （令和１２年度） （2030年度）
① 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合	３７．９%※4	５０．０%
② しがこども体験学校登録団体数	１９０団体 （令和６年度実績） （2024年度実績）	２２０団体 （令和11年度目標） （2029年度目標）
③ 障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業と連携したことがある市町数	８市町	１３市町
④ 文化芸術活動数（県の後援事業数）	２４５件 （令和６年度実績） （2024年度実績）	３００件

※4　「令和７年度県政世論調査」によります。

（１）誰もが文化芸術に親しめる場の提供・活性化

文化芸術の振興にあたっては、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、誰もが自分らしく文化芸術に親しめることが大切です。

そのため、デジタル技術の活用を踏まえ、誰もが文化芸術に親しめる機会を創出するとともに、自立的・持続的な文化芸術活動に向けた、文化芸術を通した多様な主体のつながりを促進します。

（主な取組）

○県立文化施設（県立美術館、県立芸術劇場びわ湖ホール、県立文化産業交流会館、県立安土城考古博物館、県立琵琶湖文化館、県立琵琶湖博物館、県立陶芸の森および県立図書館等）において優れた舞台芸術や魅力ある展覧会を開催するとともにＳＮＳや動画、デジタルアーカイブ等を活用することで時間や場所による制約を受けずに、文化芸術に親しめる機会を充実させます。

○文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、県立文化施設におけるバリアフリー化の推進や観覧料の優遇、福祉施設や学校、病院等でのアウトリーチ事業の実施等により、文化芸術

に触れる機会を確保します。

○県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定し、文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携を行います。

○県民や文化団体等が行う文化芸術活動への支援、相談対応や情報提供等を通じて、各主体の自立的な文化芸術活動を促進します。

○国民文化祭および全国障害者芸術・文化祭の誘致に向けた検討を行います。

（2）子ども・若者の文化芸術活動の充実

子ども・若者が滋賀の豊かな文化芸術に触れ、体験することは、子どもたちの創造力と感性を育み、地域に誇りや愛着を感じるきっかけとなるとともに、未来の文化芸術の担い手や継承者の育成にもつながります。

より多くの子ども・若者が、文化施設において、本格的な文化芸術に触れられるよう、子ども・若者の文化芸術鑑賞・体験機会の充実を図ります。

（主な取組）

○小学生等を対象にした文化芸術活動の体験プログラムの開催等により、子ども・若者が多様な文化芸術に触れる機会を確保します。

○「ホールの子」事業や県立美術館における学校団体の鑑賞の受け入れなど、子ども・若者の文化芸術を鑑賞する機会を確保します。

○県立美術館やびわこ文化公園をはじめとした公園等をフィールドにしたイベント・ワークショップの開催などを通して、子ども・若者が文化芸術を体験する機会を創出します。

○「滋賀キッズミュージアムネットワーク」等を通じて、子ども向け体験プログラムを実施している県内の美術館等の連携強化を図り、文化芸術体験等のワークショップの実施や情報発信を一体的に行うとともに、北部地域での事業展開を進めます。

（3）障害者や外国人等の文化芸術活動の推進

誰もが文化芸術に親しめる環境づくりには、特に、障害者や外国人等へ向けた取組が重要です。文化芸術活動者や鑑賞者等には、障害の状況や母語、生活習慣や価値観など様々な特性の人が含まれることを念頭に置きながら、インクルーシブ（包摂的）に取り組む必要があります。

共生社会の実現に向けて、鑑賞や創造、発表等の機会の充実や相談支援などにより、障害者の文化芸術活動を推進するほか、外国人等の多様な文化的背景や価値観を尊重した文化交流等を進めます。

（主な取組）

○地域の文化施設等において、市町と連携し、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽

しめるプログラム（障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業）を開催するとともに地域の障害者文化芸術活動を支援するため、人材育成を図ります。

○障害のある人の造形作品の公募展の開催を通じて、障害のある方の文化芸術活動の裾野を広げるとともに、作品の発表の機会を提供します。

○障害のある人の文化芸術活動のワークショップの開催や音楽祭などの成果発表会の開催を支援することで、障害のある人の文化芸術作品の魅力を伝えるとともに、県民の障害理解の促進を図ります。

○障害のある人と一般のアーティスト作品の並列展示などの取組を支援することで障害のある人の可能性や魅力の発信を促進します。

○「ホールの子」事業における手話を使った歌の合唱、文化芸術プログラムにおける手話通訳や通訳者の配置、多言語での情報提供など、障害の有無や国籍にかかわらず誰もが一緒に文化芸術に親しみ参加できる機会を提供します。

○県立美術館における対話鑑賞をきっかけとして、多様な価値観を理解、尊重しあう機会を提供します。

○多言語で発行する外国人向け情報紙での文化芸術イベントの周知や多文化共生[11]の推進に資する文化芸術イベントへの支援を通じて、文化芸術による多文化共生を推進します。

（4）中学校部活動の地域展開を見据えた環境づくり

学校の文化部活動においては、子どもが生涯にわたって文化芸術活動に親しむ基礎を培うことができる重要な機会ですが、少子化の進展等により、学校や地域によっては、これまでの運営体制では文化部活動の維持が難しくなりつつあります。

また、地域においては、日常生活におけるお稽古事や趣味を通じて様々な文化芸術活動が盛んに行われています。

このため、部活動の地域展開を見据え、年齢問わず、幅広く活動できるよう、地域の人材の育成による文化芸術活動の推進を図ります。

（主な取組）

○地域の指導者情報を集約し、学校および地域の受け皿となる団体の双方が必要な情報を入手できる体制を整備します。

○文化部活動の指導員配置について、希望する学校への支援に取り組みます。

○文化部活動の地域連携・展開のモデルとなる市町の取組について実証を行い、それを基に地域の実情に応じた取組が進められるように、成果の普及を行います。

11　多文化共生
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（５）県立文化施設の保全・整備等

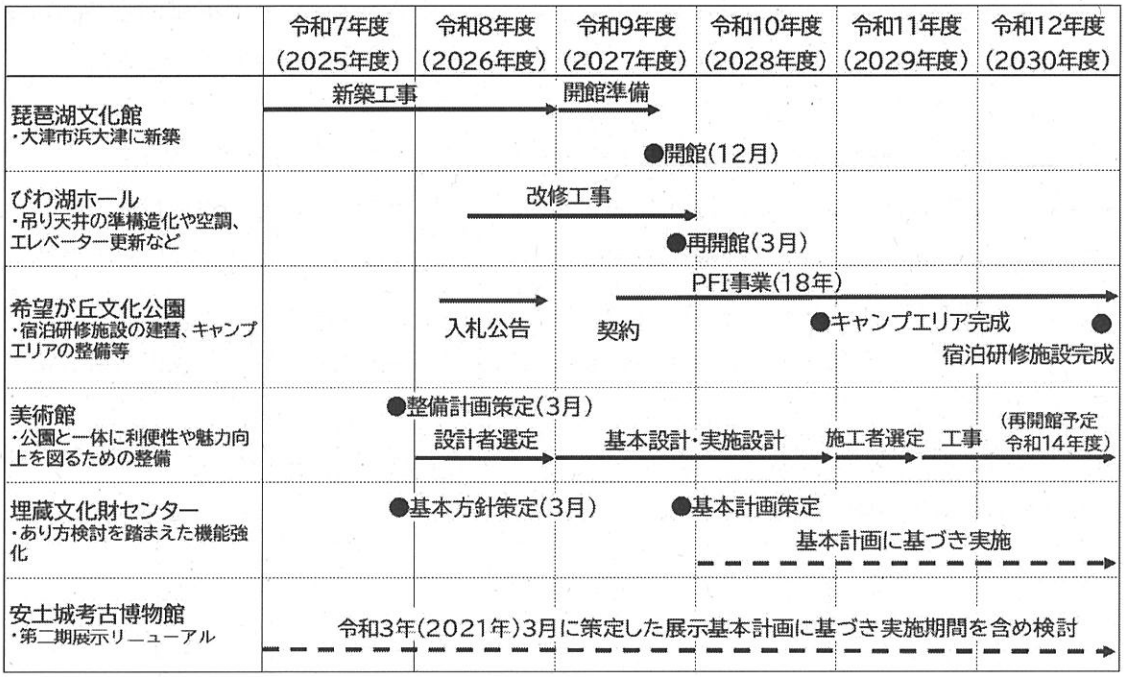
劇場・音楽堂、美術館、博物館、図書館などの文化施設は、文化芸術を継承、創造、発信する場として、また、人々の生活や地域コミュニティを支える基盤として、さらには、県内外の人々や外国人が観光を目的に訪れる場として、重要な役割を担っています。県立文化施設の多くは、昭和後期から平成初期に整備されており老朽化が進んでいることから、計画的な対策により長寿命化を図るとともに、安全性・利便性の向上や多様化する利用者ニーズに応えるために必要な整備を行います。

（主な取組）

○県立文化施設について、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、予防保全による長寿命化を図りつつ、計画的な更新・改修を行います。

○施設整備に当たっては、環境への配慮やユニバーサルデザイン、県産材の活用などに配慮することとします。

【主な施設整備】



2　施策の柱（施策の方向性）人を育み、支え、つなげる（文化芸術を未来につなぐ）

文化芸術の持続的な発展のため、日常的に文化芸術に親しむ応援者（ファン）の創出や拡大に向けた取組を促進するとともに、文化芸術の創り手や継承者、文化芸術と社会をつなぐ人などの文化芸術活動者の育成、確保を目指します。

【評価指標】

項目	策定時 （令和７年度） （2025年度）	目標値 （令和１２年度） （2030年度）
⑤　滋賀県芸術文化祭の公募展における18歳未満の出品者数	７５人	９３人
⑥　文化ボランティア数（県立美術館ボランティア、びわ湖ホール劇場サポーター等）	５７７人 （令和６年度実績） （2024年度実績）	６９０人

（１）文化芸術の担い手や継承者の育成・発掘

深刻な少子高齢化の進行による人口減少等により、文化芸術の担い手が著しく減少するとともに、これまで受け継がれてきた多様な美の資源を後世に伝えていく役割を担う子どもたちが減少することで、地域文化の衰退につながりかねない状況にあります。

また、近年では、ＡＩ等のデジタル技術を活用するなど新しい表現が生まれつつあります。

そのため、アーティスト、芸術家、文化芸術活動を支える関係者を含めた文化芸術の担い手や継承者を育成するとともに、将来的に国内外で活動し、評価されるような文化芸術の担い手を発掘し、また、さまざまな新しい表現の試みを推進します。

（主な取組）

○びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による若手実演家の養成、陶芸の森での「アーティスト・イン・レジデンス」の実施等、文化施設等において芸術家の育成や技術の養成を行います。

○県立美術館における展覧会の開催や作品収集などを通して、若手アーティストが活躍できる環境づくりに努めます。

○滋賀県文化賞の表彰等、芸術家の発表機会の確保や顕彰等を行います。

○文化財の保存・継承に欠かせない修理技術等を「選定保存技術」として選定し、技術等の継承者の育成を図ります。

○まつりなどの伝統文化の継承に向けて、民俗文化財保存団体への活動支援や観光、教育等との連携による伝統文化の魅力の活用・発信を行うことで、県民等の理解促進を図り、担い手や支援者の拡大に努めます。

○伝統的な技術・技能の継承に向けて、新商品の開発支援や首都圏等でのＰＲ等により、地域ブランドの強化や販路開拓を通じた地場産業等の活性化を図るとともに、技術者の養成や就業支援を通じて、技術・技能の継承者の育成・確保に取り組みます。

○芸術家や文化施設職員、行政職員等を対象に、アートマネージャー[12]や文化財の専門職員、舞台技術者等を養成する研修を実施するなど、文化芸術を県民や社会とつなぐことができる人材を育成・確保します。

○美ココロ・パートナーシップ事業により、子どもたちに文化芸術体験プログラムを実施する若手芸術家を育成・確保します。

○文化団体等との協働事業である芸術文化祭の開催、県民参加型の演劇公演である滋賀県次世代育成ユースシアター事業の実施等、文化芸術を通じて多様な主体や世代の交流促進につながる場づくりを進めます。

○文化芸術分野で働く人など、県民が安心して働ける環境の整備に向けて、関係法令の周知・啓発を図ります。

○市町と連携し、滋賀県の文化芸術に関する土壌の豊かさなどの滋賀県の魅力や、文化芸術活動者の地域での暮らしぶりなどを発信することで、本県への移住や関係人口の創出につなげます。

（２）応援者（ファン）・支援者（ボランティア、資金援助者）の創出・拡大

文化芸術の持続的な発展のためには、文化芸術の担い手や継承者を育成･発掘するだけでなく、社会全体として、文化芸術を応援し、支援する必要があります。

そのため、日常的に文化芸術に親しむ応援者（ファン）を創出・拡大するとともに、さらに、文化芸術に対する寄附意識を醸成するための取組を行うことで、支援者の創出･拡大に努めます。

（主な取組）

○びわ湖ホールや県立美術館、琵琶湖博物館等の文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保に努めます。

○滋賀県文化芸術ポータルサイトにおいて、県内で活躍する文化芸術関係者や県内で開催される文化芸術活動を紹介することで、日常的に文化芸術に親しむ応援者（ファン）の創出や拡大を図ります。

○持続的な文化芸術活動に向けて、文化芸術活動を支援する資源を開拓するとともに、支援を必要とする文化芸術関係者とのマッチングを行います。

12　アートマネージャー
文化芸術活動の企画や制作、運営等を行う人。また、文化芸術を広く社会に紹介したり、文化芸術と社会を結びつける人。

3　施策の柱（施策の方向性）滋賀の魅力を高める（文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造）

本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきました。今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術がもつ多様な価値を活用し、滋賀の魅力を高める取組を進めます。

【評価指標】

項目	策定時（令和７年度）（2025年度）	目標値（令和１２年度）（2030年度）
⑦ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合	８２．４%※5	８５．０%
⑧ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	７６．３%※5	９０．０%

※5　「令和７年度県民モニターアンケート調査」によります。

（１）地域で育まれてきた文化的資産の積極的な保存・継承と活用

本県には、原風景ともいうべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する中で育まれ大切に守り伝えられてきた文化的資産、陶芸をはじめとした伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アーティストによる創作、美術館やびわ湖ホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる「多様な美の資源」があふれています。

一方で、文化財等の修理に必要な原材料や用具の安定的な入手が困難になりつつあるとともに、生産者や技術者等の後継者不足等により、文化芸術の保存・継承が危ぶまれています。

そのため、地域で育まれてきた文化的資産が持つ魅力を再認識し、魅力を国内外に発信するとともに、現存する文化芸術活動をアーカイブ化するなど、保存・継承と活用に向けて積極的に取り組んでいきます。

（主な取組）

○文化財の調査、保存、継承を着実に実施するための環境を整えながら、「滋賀県文化財保存活用大綱」の方針に基づき、文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信を行います。

○彦根城の世界遺産登録に向けた取組や「幻の安土城」復元プロジェクト、近江の文化財を活用した探訪事業などにより、本県の文化財の魅力を発信します。

○琵琶湖をはじめとする豊かな自然との共生の中で育まれた「かばた[13]」（「かわと」、「かわや」）などの暮らしの文化や風景、湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観を継承するため、魅力の発掘や発信、保全活動への支援等を実施します。
○県立公文書館では、特定歴史公文書等に係る企画展示や情報紙・研究誌の刊行、講演会・講座の企画、デジタルアーカイブの公開、新たな滋賀県史の編さんなどを実施します。

（2）アール・ブリュットや福祉の現場から生まれた造形の魅力の発信

本県では、戦後まもなく「日本の障害者福祉の父」と呼ばれ、「この子らを世の光に」という言葉を残した糸賀一雄氏、田村一二氏、池田太郎氏らにより設立された滋賀県立近江学園において、粘土を利用した生産活動から造形活動が始まり、これらの取組は、県内の福祉施設等にも受け継がれ、発展していきました。

こうした県内の福祉施設を中心に活発に行われてきた障害者の造形活動により生み出された作品の中には、近年、国内外において高く評価される滋賀県ゆかりの作家の作品も多く見出されており、滋賀の特徴的な文化的資産の一つに位置付けられています。

また、県立美術館は、公立美術館として、全国で唯一、アール・ブリュットを収集方針に掲げ、多くの作品を収蔵しています。

このため、国内外の美術館と連携して展覧会を開催するなど、滋賀の特徴的な文化的資産を国内外に発信します。

（主な取組）
○県内各地の宿泊施設や集客施設で作品展示と福祉施設の紹介等を行うことで、福祉の現場から生まれた作品の魅力を県外に発信します。
○県立美術館では、アール・ブリュット作品の収集を行うとともに、常設コーナーの設置や展覧会の企画などを通して、滋賀の特徴的な文化的資産として、アール・ブリュットの魅力を発信します。
○県立美術館では、国内外の美術館と連携して、展覧会を開催するなど、滋賀の特徴的な文化的資産の魅力を発信します。

（3）さまざまな分野との連携による地域の魅力づくり

文化芸術は、観光、福祉、まちづくり、国際交流、教育、産業などさまざまな分野と連携することで、多様な価値を生み出しており、今後も、新たな価値を生み出すことが期待できます。

そのため、文化芸術と他分野が連携できるような環境づくりを行うことで、文化観光の取組、文化芸術による社会的処方の取組などを進め、共生社会の実現や地域の活性化を図り、県民が愛着や誇りを感じ、県内外の方が訪れたくなる地域の魅力づくりに活かします。

13 かばた
高島市新旭町針江地区において、比良山系に降った雪や雨が伏流水となり、各家庭から湧き出た水（針江では、「生水（しょうず）」という。）を飲料や炊事といった日常生活に利用するシステムのこと。

（主な取組）

○「びわ湖の春 音楽祭」や世界遺産等の文化的資産を活用した観光誘客、地場産業や伝統的工芸品のブランド構築、滋賀の歴史や文化等を活かした映画等のロケ地の誘致など、文化芸術と観光・産業分野の連携を図ります。

○「文化観光推進法」に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進します。

○多様な環境下にある子どもたちを対象とした文化芸術体験プログラムの実施、病院等でのアウトリーチ事業、障害者の文化芸術活動の推進など、文化芸術と福祉・教育分野の連携を図ります。

○文化芸術活動を支援する仕組みの構築や北部地域の振興につながる取組等を支援することで、地域に根差した文化芸術を活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流の創出を促進します。

○県立美術館では、県北部における地域と連携した現代アーティストの展示を行うことにより、地域の魅力の発信にもつなげます。

○文化芸術活動を人々の心身の健康につなげる社会的処方の取組を進めます。

施策横断プロジェクト　官民連携による文化芸術活動を支援する仕組みづくり

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎをもたらすとともに、観光や産業、福祉などの他分野と連携することで、地域の魅力づくりに寄与できるなど、私たちにとって必要不可欠なものですが、文化芸術関係者の高齢化による担い手不足、少子高齢化や文化芸術の多様化による鑑賞者等の減少により、活動を持続することが難しい状況にあります。

一方、県内には、文化芸術活動を支援する資源（相談窓口、活動場所、補助金制度、寄附制度、情報発信など）や、文化芸術活動を支援する企業や団体（地域の文化ホール、文化芸術以外の分野の団体など）がありますが、十分に認知されておらず、文化芸術活動とつながれていない状況です。

そのため、文化芸術活動を支援する資源や企業、団体を活用し、県内全体で、文化芸術活動を支援する仕組みが必要です。

本県では、令和７年（2025 年）に、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」に開催されたことを契機として、スポーツ、文化芸術、観光、産業、福祉、教育などさまざまな分野で関係構築が図られ、社会全体で、県民の活動を支える意識の醸成につながりました。

このような機運を活かしながら、文化芸術活動が自立的・持続的に発展し、文化芸術に触れられる場が継続的に提供され、地域の魅力づくりにつながるよう、官民連携による文化芸術活動を支援する体制を活用し、県内各地で文化芸術活動の支援体制の構築を目指します。

（主な取組）

○文化芸術と他分野の団体等との情報共有や交流を通して、文化芸術活動を支援する資源や団体を整理するとともに、文化芸術と連携するプログラムをコーディネートする人材の育成を行います。

○文化芸術活動とその活動を支援する資源・団体とのマッチングを行うとともに、公募型助成事業における伴走型支援を通して、県内各地で文化芸術活動を支援する体制を構築します。